

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【事業年度】	第10期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社サイバーセキュリティクラウド
【英訳名】	Cyber Security Cloud , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 暉
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東三丁目9番19号
【電話番号】	(03)6416-9996（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 倉田 雅史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目9番19号
【電話番号】	(03)6416-9996（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 倉田 雅史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	29,214	69,150	66,720	246,957	488,838	816,497
経常利益又は 経常損失 () (千円)	26,597	87,124	40,207	46,840	27,525	141,950
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	26,777	87,414	40,328	52,256	27,794	153,774
持分法を適用した場 合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	19,000	76,750	76,750	174,250	174,250	174,250
発行済株式総数 (株)	1,700	2,085	2,085	2,235	22,350	2,235,000
純資産額 (千円)	38,599	19,789	58,609	84,133	56,339	210,113
総資産額 (千円)	19,721	52,450	43,291	161,453	288,639	498,822
1株当たり純資産額 (円)	22,705.43	9,491.20	28,110.03	37.64	25.21	94.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中 間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利 益金額又は1株当 り当期純損失金額 () (円)	16,385.03	45,384.92	19,342.09	25.03	12.44	68.80
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	195.72	37.73	135.38	52.11	19.52	42.12
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-	115.42
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	8,000	6,696	171,359
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	13,177	25,507	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	130,161	98,612	18,596
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	124,349	204,151	356,914
従業員数 (人)	4	12	14	19	27	30
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-	-
(比較指標: -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第7期は、決算期変更により2016年7月1日から2016年12月31日までの6ヶ月間となっております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期、第6期、第7期及び第8期は潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第9期及び第10期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、第5期、第6期、第7期、第8期及び第9期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
10. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
11. 第8期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人による監査を受けております。なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
13. 2020年3月26日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場したため、第5期から第10期の株主総利回り及び比較指標、最高株価、最低株価については記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
2010年8月	東京都渋谷区に「株式会社アミティエ」を設立
2013年1月	Webセキュリティ事業開始
2013年12月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん サーバセキュリティタイプ」提供開始
2014年10月	商号を「株式会社サイバーセキュリティクラウド」に変更
2014年10月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん WEBセキュリティタイプ」提供開始
2016年3月	Web改ざん検知サービス「Web改ざん発見くん」提供開始
2016年8月	DDoS攻撃対策のサービス「攻撃遮断くん DDoSセキュリティタイプ」提供開始
2016年10月	サイバー保険の自動付帯を開始
2017年12月	AWS WAFのルール自動運用サービスの「WafCharm」提供開始
2018年7月	クラウド型WAFにおける外部からの攻撃に対する防御ルールに関連する特許「ファイアウォール装置」を取得（特許第6375047号）
2018年9月	Cyber Security Cloud Inc.（米国法人）設立
2018年12月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得
2019年2月	Webアプリケーションを保護するルールセットであるManaged RulesをAWS Marketplaceにて提供開始
2020年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、クラウド型WAF

() 「攻撃遮断くん」及び、AWS WAF () のルール自動運用サービス「WafCharm」を軸とした、Webセキュリティ事業を展開しております。

あらゆるサービスがインターネットを通じて普及し、日常生活やビジネス面での利便性が格段に向上する中、サイバー攻撃数は年々増加傾向にあり、1 IPアドレス () 当たりの年間総観測パケット数は過去10年間で約35倍 (注1) にまで急増しております。増加し続けるサイバー攻撃に対するセキュリティ対策は大きく2つに分けることができ、ひとつはマルウェア () 等に対してPC端末や社内ネットワークを守るための社内セキュリティ、もうひとつはソフトウェアの脆弱性やWebアプリケーション () 層への攻撃から外部公開サーバを守るWebセキュリティです。

Webセキュリティ対策を行うにあたっては、Webアプリケーション、ソフトウェアやOS、インフラやネットワークなど、保護対象のレイヤーによって対策が異なります。この中でWebサイトを構成するWebアプリケーションをサイバー攻撃から守るための対策にはWAF (Web Application Firewall) () が必要です。

また、WAFの提供形態は主にアプライアンス型WAF ()、とソフトウェア型WAF ()、クラウド型WAFがあり、当社のWebセキュリティ事業では主にWebサイトやWebサービスを提供している法人に対して、クラウド型WAF「攻撃遮断くん」の提供を行っております。

当社が開発したクラウド型WAF「攻撃遮断くん」は、2013年より販売を開始し、導入の手軽さ、自社開発・自社運用という強みや大企業へのサービス提供実績などもあり、日本国内のクラウド型WAF市場における累計導入社数・導入サイト数が国内No. 1 (注2) になるまでに事業が拡大していきました。しかしながら、近年の情報漏洩事故の多くが、Webサイトに対する不正アクセスが原因といわれているにも関わらず、Webサイトへのセキュリティ対策は未だ十分行われておらず、また対策済みであると誤認している経営者が多いという実態があります (注3)。

このような状況の中、当社は経営理念を実現し、Webセキュリティ対策が当たり前に行われる世の中にするため、「攻撃遮断くん」の提供で培った技術をもとに、AWS (Amazon Web Services) () が提供する「AWS WAF」のルールの自動運用を行うサービス「WafCharm」の提供も行っております。

また、2018年には「AWS WAF」のルールセットであるManaged Rules () の提供、「WafCharm」及び「攻撃遮断くん」の北米地域を中心とした海外展開を見据え、「Cyber Security Cloud Inc.」を米国ワシントン州に設立しております。

当社がWebセキュリティ事業において提供している具体的なサービスの内容については以下のとおりです。なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(1) 当社のサービスについて

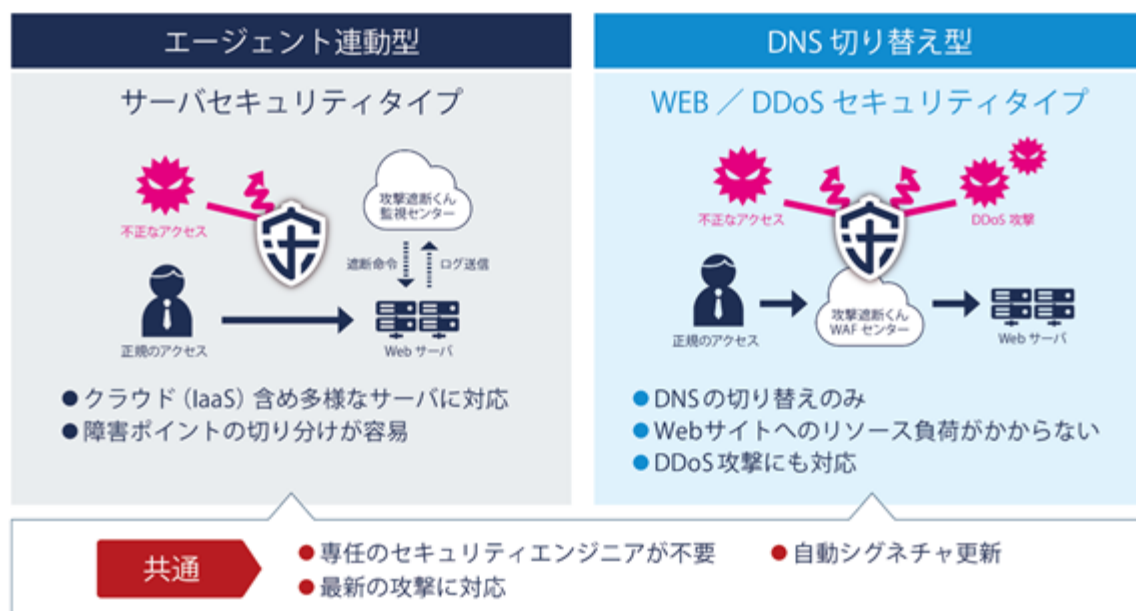
a. クラウド型WAF「攻撃遮断くん」

「攻撃遮断くん」は、Webアプリケーションに対するサイバー攻撃を検知・遮断・可視化する、クラウド型のセキュリティ・サービスです。製品の開発・運用・販売・サポートまで、当社が一貫して提供しているため、Webサイトへの多種、大量のサイバー攻撃のデータと運用ノウハウを当社が保持しております。本サービスではそれらをスムーズに開発・カスタマイズに反映させており、日々発見される新たなWebアプリケーションの脆弱性に対するセキュリティパッチ () をすぐに適用できない状況や、定期的に脆弱性診断が出来ない状況でも、当社によってシグネチャ () が更新されるため「攻撃遮断くん」を導入することでサイバー攻撃を遮断し、Webサイトをセキュアな環境に保つことを実現しております。

また「攻撃遮断くん」は、リアルタイムでサイバー攻撃を可視化し、攻撃元IP () や攻撃種別などを管理画面で把握することができます。目には見えないサイバー攻撃をヴィジュアル化することで、より適切な状況把握と情報共有が可能になります。

「攻撃遮断くん」には、サーバにエージェント () をインストールし、クラウドの監視センター () へログ送信・遮断命令を受けて攻撃を検知・遮断するサーバセキュリティタイプと、DNS () (Domain Name System) を切り替えて攻撃遮断くんWAFセンター () で攻撃を検知・遮断するWEB/DDoS () セキュリティタイプの2タイプを提供しており、その概要については以下 (図: 「攻撃遮断くん」プラン別概要図) のとおりです。2つのタイプを提供することにより、お客様のWebアプリケーションの環境に捉われずに導入可能なことが特徴となっております。

「攻撃遮断くん」では、AI () を活用することで従来のシグネチャでは発見することができなかった攻撃や、顧客のサービスに影響がある誤検知を発見しております。当社では、一般的攻撃情報だけでなく、ユーザーの正規のアクセス、攻撃として検知されたアクセスをニューラルネットワーク () に学習させることで、日々のアクセスデータや検知データを AI で評価することにより、シグネチャ精度向上に取り組んでおります。



図：「攻撃遮断くん」プラン別概要図

b . AWS WAFのルール自動運用サービス「WafCharm」

「WafCharm」は、AWSの提供するAWS WAFを利用するお客様に対して、「攻撃遮断くん」で培ったWebアプリケーションに対する攻撃パターンをAIによって学習し、AWS WAFのルールを自動運用するサービスです。

AWS WAFを導入することによってWebアプリケーションのセキュリティを高めることができますが、お客様がWebアプリケーションを利用してユーザーに提供しているサービスに合わせたルールを設定する数値は高く、多くの知識と時間が必要です。

「WafCharm」を利用することにより、AWS WAFの持つ複数のルールから、お客様のサイトに最適なルールをAIが設定し、ルールの運用を自動化することができます。

新たな脆弱性への対応も自動でアップデートされるため、セキュアな状態でWebサイトの運用が可能となります。また、「WafCharm」を活用することで、お客様毎に柔軟なルール設定が可能となるだけでなく、ルール毎の検知数/攻撃種別/攻撃元国/攻撃元IPアドレスをまとめたレポート機能や、検知した内容をリアルタイムでメール通知するメール通知機能を利用することができます。

c . AWS WAFのManaged Rules

AWS WAFのManaged Rulesとは、セキュリティ専門のベンダーが独自に作成する厳選されたAWS WAFのセキュリティルールセットです。

2019年2月末時点で世界で7社目(注4)となるAWS WAFマネージドルールセラーに認定された当社の米国子会社を通じ、AWS Marketplace()でのManaged Rulesの提供が開始されました。当社が「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」で培ったAWS WAFにおけるルール設定ノウハウをもとにパッケージ化することで、AWS WAFを利用するお客様は、AWS Marketplaceから簡単にManaged Rulesを利用することができます。

当社が提供するManaged Rulesの概要は以下のとおりです。

製品名	特徴
Cyber Security Cloud Managed Rules for AWS WAF -HighSecurity OWASP Set-	1. OWASP () Top 10 Webアプリケーションの脅威リストに含まれる脆弱性を軽減させる包括的なルールセット 2. 高い防御力と運用リスクとなる誤検知の軽減をデザイン 3. セキュアな環境をすぐに構築したいお客様向け
Cyber Security Cloud Managed Rules for AWS WAF -API Gateway/Serverless-	1. OWASP API Security Top 10、およびOWASP Serverless Top 10の脅威を軽減させる包括的なルールセット 2. 高い防御力と運用リスクとなる誤検知の軽減をデザイン 3. セキュアなAPI、サーバレス環境をすぐに構築したいお客様向け

(2) 当社のビジネスモデルについて

当社の主要サービス「攻撃遮断くん」は、顧客に対し提供するサービスの対価を、使用した期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）型モデルとなっており、継続したサービス提供を前提としております。収益構造は、ストック収益である月額課金額（MRR）（注5）と、初期導入費用、スポット費用で構成され、2019年12月期において、「攻撃遮断くん」の月額課金額が当社の「攻撃遮断くん」売上高全体に占める比率は95.3%（注6）となっております。

月額課金額の成長を実現するために、エンジニアとサポートが一丸となって「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」ためのセキュリティサービスを提供すべく、Webアプリケーションの脆弱性の情報収集及び迅速な脆弱性への対応、シグネチャの設定、カスタマイズ等、顧客価値向上を実現することで高い継続率の維持の実現を目指してまいります。自社にて開発から運用、サポートまで一気通貫していることによって、顧客満足度を高めながらサービス提供を行っております。なお、2019年の月次平均解約率は1.1%（注7）と低い数値を維持しております。

- (注) 1. 出典：国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2017」及び「NICTER観測レポート2018」
 2. 出典：「クラウド型WAFサービス」に関する市場調査（2019年6月16日現在）＜ESP総研 調べ＞（2019年5月～2019年6月 調査）
 3. 出典：株式会社マーケティングアンドアソシエイツ「セキュリティソフト浸透度調査」
 4. AWS MarketplaceでManaged Rulesを販売している会社数から算定。
 5. MRRとは、サブスクリプション型モデルにおけるMonthly Recurring Revenueの略で、既存顧客から毎月継続的に得られる収益の合計のこと。
 6. 「攻撃遮断くん」の売上高におけるMRR（2019年1月から12月までの合計）の占める比率を記載。
 7. MRRチャーンレート（2019年1月から12月までの12ヶ月平均）を記載。MRRチャーンレートとは、当月失ったMRRを先月末時点のMRRで除すことで計算される実質解約率。

用語集

(五十音順に記載)

用語	用語の定義
アプライアンス型WAF	ベンダーが提供するWAF専用サーバをWebサーバの直前に設置、または企業が購入したハードウェアへWAFをインストールすることで導入可能なWAF。アプライアンス型の導入には、ネットワーク構成の変更や運用を企業ごとに行う必要があり、機器購入費用や、運用コストが高額になる傾向がある。
エージェント	コンピューターが、自律的に情報処理や状況判断を行い、適切に処理を実行するユーザーインターフェース技術。
監視センター	お客様Webサーバのアクセスログを監視し、異常通信を検知して遮断するセンターシステム。
クラウド型WAF	サーバ購入などインフラの調達や整備は不要で、月額・年額のサービス利用料を支払うことでWAFを利用することが可能。WebサーバのDNS設定を変更するだけで導入ができ、アプライアンス型に比べて、ネットワークの構成の変更や運用の手間が不要。
攻撃遮断くんWAFセンター	お客様Webサーバの前段にWeb通信監視システムを配備し、そこで異常通信を検知して遮断するセンターシステム。
シグネチャ	マルウェアや不正アクセスといった攻撃の「特徴的なパターン」を意味する。またこのパターンを集約したファイルを「シグネチャ ファイル」、シグネチャを利用して攻撃を検知、防御する機能を「シグネチャ機能」と呼ぶ。
セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラム。
ソフトウェア型WAF	サーバにソフトウェアをインストールすることで導入可能なWAF。専用機器の購入は不要だが、アプライアンス型と同様に技術者による運用が必要となる。
ニューラルネットワーク	生物の神経ネットワークの構造と機能を模倣することで、脳機能に見られる特性を計算機上のシミュレーションによって表現することができる数学モデル。
マルウェア	コンピューター・ウイルス、スパイウェアなど、悪意のある目的を持ったソフトウェアやプログラム。

用語	用語の定義
AI	Artificial intelligenceの略語。日本では「人工知能」として知られている。従来から概念として広く知られた言葉だが、ロボティクス同様、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯び始めている。
AWS (Amazon Web Services)	Amazon.com, Inc.の関連会社 Amazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称。
AWS Marketplace	AWS上で実行されるソフトウェアやサービスを見つけて購入し、すぐに使用を開始することができるオンラインソフトウェアストア。
AWS WAF	Amazon Web Services Web Application Firewallの略語。 AWS上で、お客様のWebアプリケーションを、アプリケーションの可用性、セキュリティの侵害、リソースの過剰な消費などに影響を与えかねない一般的なWebの弱点から保護するWebアプリケーションファイアウォール。AWS WAFを使用すると、カスタマイズ可能なWebセキュリティルールを指定することによって、どのトラフィックをWebアプリケーションに許可またはブロックするかを制御できる。
DDoS	Distributed Denial of Serviceの略語。複数のマシンから大量の接続要求等を行い過剰な処理負荷を与えることでサービスを機能停止状態へ追い込むサイバー攻撃の一種。
DNS	Domain Name Systemの略語。インターネット上におけるホスト名 (FQDN ()) やドメイン名に対応するIPアドレス情報を管理・運用するシステム。
FQDN	Fully Qualified Domain Nameの略語。DNSなどのホスト名、ドメイン名 (サブドメイン名) などすべてを省略せずに指定した記述形式。
IP	パケット交換の仕組みを用いてコンピューターやネットワークを相互接続する通信プロトコルのこと。なお、プロトコルとは、複数の主体が滞りなく信号やデータ、情報を相互に伝送できるよう、あらかじめ決められた約束事や手順の集合のことを意味する。
IPアドレス	IPでネットワーク上の機器を識別するために指定するネットワーク層における識別用の番号である。インターネット上での住所のような役割を担う。
Managed Rules	AWS Marketplaceセラーが作成して管理している厳選されたルールセットで、AWS Application Load BalancerやAmazon CloudFrontで実行しているWebアプリケーションの前面に簡単にデプロイ可能。これらのManaged Rulesを使用すると、WebアプリケーションやAPIの保護を迅速に開始できる。
OWASP	Open Web Application Security Projectの略語。Webをはじめとするソフトウェアのセキュリティ環境の現状、またセキュアなソフトウェア開発を促進する技術・プロセスに関する情報共有と普及啓発を目的としたプロフェッショナルの集まる、オープンソース・ソフトウェアコミュニティ。
WAF (Web Application Firewall)	ファイアウォールの一種で、Webアプリケーションの脆弱性を悪用した攻撃から、WebサーバやWebサイトを保護するセキュリティ対策。エンドユーザーとWebサーバ間の通信を監視し、シグネチャ (不正な値・通信パターンを定義するルール) に一致した通信を攻撃と判断しブロックする。インフラ及びネットワークを保護するFirewallとは異なり、WAFはWebアプリケーション及びソフトウェアやOSを保護する。
Webアプリケーション	ブラウザから利用可能なアプリケーション・サービスのことを指す。クライアント側のブラウザとサーバ側のアプリケーションサーバなどのプログラムが、互いに通信をおこなうことでサービスを実現する。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

(参考)

第9期の2018年9月に「AWS WAF」のルールセットであるManaged Rulesの販売及び海外展開を目的としてCyber Security Cloud Inc.を設立いたしました。現時点では当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
30	33.0	2.1	6,129

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、不正アクセスやサイバー攻撃に対する対策としてのWebセキュリティを当たり前にするべく、「攻撃遮断くん」と「WafCharm」等の提供により、高度情報社会におけるサイバー空間を支えることを通じ、企業価値の最大化を図ります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、売上高及びMRRを重視しております。MRRを最大化すべく、新規の月額課金額の増大及び低い解約率の水準の維持低減のための事業活動により、結果として売上高及び利益の成長を実現し、継続的な企業価値の向上を目指します。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

近年、インターネット技術やAI技術の進化によりWebシステムへのサイバー攻撃の手口が加速度的に高度化しております。不正アクセスによる情報漏洩や、企業のサービスの妨害や破壊を目的としたDDoS攻撃など、通信を媒介し、様々なアプリケーションの脆弱性が悪用されることにより深刻な被害につながっております。

加えて、AIを悪用したより複雑な攻撃や、未知のサイバー攻撃が今後増加していくことも予想されております。

これらの脅威に対して、世界中の人々が使うサイバー空間を守り、安心安全に使えるサイバー空間を実現するために、当社は以下の事項を中長期的な経営戦略として、事業を推進してまいります。

当社のサービスは、サイバーセキュリティに特化しているからこそ、サイバーセキュリティ技術による言語や文化の壁を越えたグローバル展開が可能となっております。日本発のグローバルサイバーセキュリティカンパニーとして、当社の技術力を活かした独自のプロダクトを提供し、世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間の創造の実現を目指してまいります。

コア技術だけでは多くの利用者を満足させる製品づくりはできません。当社では技術、サポート、販売が密な連携を行うことで、ユーザーの声を開発に反映した満足度の高い製品づくりを行ってまいります。

当社のサービスはクラウド型で提供することにより、当社に多くのアクセス及び攻撃データが集まります。そのデータをAI技術を用いて分析することで、新たな顧客課題の発見へとつながり、新たな製品を生み出してまいります。

当社は、サイバーセキュリティ分野において、攻撃手法の研究技術、サイバーセキュリティ製品に搭載することを目的としたコア技術の開発力、大量のデータを知見に変えるAI技術を保有しております。

サイバーセキュリティは多層防御といわれ、それぞれの層において対処すべき事項が多岐に渡ります。現在の製品を軸足におきながらも、他分野におけるセキュリティ対策の製品化など、社会トレンドを踏まえたリサーチを基としたR&Dを実行する体制を構築することでトレンドに適した製品をサブスクリプションモデルで開発・提供してまいります。

サイバー攻撃の手法は日々進化しており、それに対応するための方法もまた日々進化させることが重要です。脅威インテリジェンス（注）を活用し、最新の攻撃手法の研究を行いプロダクトへの反映を瞬時に行ってまいります。

また、ビッグデータを保持するサービスを多く提供していくことで、ビッグデータとAIの技術を組み合わせた新たな知見を生み出し、サイバー攻撃の防御への活用のみならず、ユーザーの利便性向上のための研究開発を行ってまいります。

（注）脅威インテリジェンス：Threat Intelligence（スレットインテリジェンス）を日本語に翻訳したもの。

新たな脅威の防止や検知に利用できる情報の総称。

(4) 対処すべき課題

(人材の確保と育成)

当社が中長期にわたって成長するにあたり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要であります。

成長性のあるセキュリティ市場の中でも、導入実績国内No. 1のWebセキュリティメーカーとしての優位性があるため、現時点では優秀なエンジニア、営業、サポート要員が集まる環境が実現できておりますが、引き続き従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者の育成を進めてまいります。

(サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得)

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

(セキュリティ対策の認知向上)

当社の経営理念である「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」を実現するためには、Webアプリケーションを取り巻く脅威の内容及びそれに対する対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えております。未だWebセキュリティ対策に関して経営者の多くが誤認しているという実態(注)があるため、当社は、通常の営業活動に加え、Webセキュリティに関するセミナーをはじめとしたWebセキュリティ対策の重要性の啓蒙活動、当社が所持するデータに基づく統計情報などを各種媒体を通じて情報発信することにより、正しいWebセキュリティ対策の認知向上と適切な対策を促す活動に取り組んでおります。

(注) 出典：株式会社マーケティングアンドアソシエイツ「セキュリティソフト浸透度調査」

(サービス開発への積極的な投資)

今日のサイバー攻撃は多種多様化し、新たな脅威に対する対策が求められております。当社事業の根幹となるサービス開発に対する投資は、より強固なサイバーセキュリティを実現し、結果として安心安全に使える信頼性のあるサービス開発へつながるのみならず、サービスの高付加価値化から更なる当社業域の拡大を目指すものであります。

(研究開発)

サイバー攻撃の手法が高度化している中、AIやBot(注)などを活用した複雑な攻撃や未知の攻撃に対しては検知が困難であり、正常なアクセスを誤検知してしまうなどの問題が発生してしまう可能性があります。そのため、防御側にもAIのような柔軟性を持った技術の活用が求められております。当社では、攻撃者の動機・目的・手口・行動などの分析を行う脅威インテリジェンスの活用や、当社が保有する膨大なデータをAIに学習させることで、様々なアクセスの中から未知のサイバー攻撃の可能性が高いアクセスを発見・検知することなど、最新のセキュリティ対策のための研究開発に取り組んでまいります。

(注) Bot: コンピューター・ウイルスや不正アクセスなどによって第三者のコンピューターに置かれたプログラムで、外部からのコントロールによって様々な破壊行為を行う機能を持ったもの

(海外展開)

世界の情報セキュリティ市場における日本発の製品シェアは少なく、海外製品が多くを占めておりますが、サイバーセキュリティ技術は世界共通であることから、日本国内へ海外企業のセキュリティ製品が浸透していることと同様に、当社による海外市場へのサービス提供のハードルは高くないと考え、Managed Rulesの販売を足掛かりとして、既存サービスの海外市場への展開に取り組んでまいります。

(内部管理体制の強化)

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。従来より当社は監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

(事業環境の変化について)

当社が属するサイバーセキュリティの市場は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があります。サイバーセキュリティに対する脅威の複雑化・多様化を背景に市場は今後拡大していくものと見込んでおりますが、市場の黎明期であるため不確定要素も多く、市場の成長スピードが当社の想定と異なる可能性があります。

このような中、当社は研究開発担当者による新技術の開発や、各種メディアへの情報発信などの取り組みにより、当社製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。しかし、新たなサイバーセキュリティに関する技術や、サイバー攻撃の脅威に対する当社製品及びサービスの開発が追い付かなかった場合を含め、当社を取り巻く事業環境の変化に有効な対抗策を講じる事ができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(競争について)

当社が属するサイバーセキュリティの市場は、成長市場として注目され、市場が拡大傾向にあります。当社では、これまで培ってきたWebセキュリティに関するノウハウと当社の保有するデータや技術を活かし、引き続き顧客のニーズを汲んだサービスの提供をできるよう進めていく方針であります。しかし、競合企業の新規参入や、競合企業が優れたサイバーセキュリティ機能は無償または安価でサービス提供した場合、当社の競争力が低下する可能性があります。また、このような競合企業の同機能が当社の各サービスの機能より劣っていたとしても、ユーザーはより低い価格を求めて当該競合企業の製品を選択する可能性があり、そのような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(海外展開について)

当社は、2018年9月に海外子会社（アメリカ）を設立し、海外展開を進めていく方針ですが、海外展開に際しては現地の法令・規制の変更、社会情勢、為替相場の変動、当社サービスが市場に受け入れられない可能性等の様々な潜在的リスクが存在しております。それらのリスクに対処できなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

(セキュリティサービスの提供について)

当社サービスは、サイバーセキュリティというサービスの性質上、サイバー攻撃の技術向上その他の原因により、第三者からのあらゆる不正なアクセスを当社サービスにより遮断できるものではなく、当該サイバーセキュリティの目的が100%実現することを保証するものではありません。当社サービスの利用約款や契約には免責事項及び当社の責任の及ぶ範囲についての条項を明記しておりますが、顧客の情報資産に対するサイバー攻撃や情報資産漏洩等のセキュリティインシデントが生じた場合、当社の責に帰すべき事由の有無に関わらず、当社サービスに対する信頼性の喪失や、何らかの事情による損害賠償責任の追及を受ける可能性を否定できず、この場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のサービスの一部には、当社以外の第三者がその著作権等を有する複数のオープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）を組み込んでおります。当社では、サービスにOSSを組み込む場合、各OSSライセンスに則って組み込むほか、開発元によるアップデート情報の収集、代替となるソフトウェアの利用や自社開発の検討等の対応を行っております。しかし、各OSSライセンスの内容が大幅に変更されたり、利用するOSSが第三者の権利を侵害するものであることが発見された場合、プログラムの瑕疵（バグ）があった場合には、当該プログラムの修正や、かかる第三者への対応による費用負担の発生、当社サービスの提供が困難となることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(当社が提供するサービスの瑕疵について)

サービスを提供する際には、開発過程におけるプログラムのバグや欠陥の有無の検査、ユーザーの使用環境を想定した動作確認などの品質チェックを行い、サービス提供におけるトラブルを未然に防ぐ体制をとっております。しかしながら、サービスの特性上、これらを完全に保証することは難しいものとなっております。

万が一、プログラムにバグや欠陥が発見された場合の対策として、当社ではプログラムの修正対応や、サービスの利用約款への免責条項の設定などにより損失を限定する体制をとっておりますが、これらの対策はリスクを完全に回避するものではなく、バグや欠陥の種類、発生状況によっては補償費用が膨らみ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(システム障害について)

当社の事業はインターネット通信網に依存しており、ホスティングサービス業者のサーバを利用しております。当社では、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じておりますが、これらの対策を講じているにも関わらず、ホスティングサービス業者に障害が生じ、代替手段の調達ができずにサービスが長時間にわたり中断する等の事象が発生した場合や、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器に作動不能等の障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(Webセキュリティ事業に特化していることによる影響について)

当社は、Webセキュリティ事業に特化したサービス提供をしております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、Webセキュリティ事業の需要が低迷した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(解約について)

当社サービスを継続利用することで生じる月額課金額につきましては、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。当社の予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約を見込んでおりますが、競合他社に対する競争力の低下や、トラブル等の何らかの要因により当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(研究開発について)

当社では、最新のサイバー攻撃の脅威に対応するべく、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。しかしながら、研究開発には多くの不確実性が伴い、当初想定した研究開発による成果が得られない場合、又は成果が十分に収益に繋がらない場合も想定されます。当社では研究開発の成果とのバランスを鑑みながら、費用が大きく増加するリスクを低減しておりますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

(情報管理体制について)

当社は、情報セキュリティマネジメントの国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得しており、当社の顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた社内の情報管理には十分な注意を払っております。また、セキュリティ管理策の実施と従業員のモラル教育の徹底、セキュリティシステムの導入、ネットワークやデータベースへのアクセス制御やログ管理、サイバー攻撃や当社従業員による情報漏洩等の情報セキュリティインシデントの未然防止などの管理策を実施しております。

このような対策にも関わらず当社において、サイバー攻撃による被害発生、情報漏洩への関与または当社技術の犯罪行為等への悪用等が行われた場合、漏洩した機密情報を使用されることによる損害や、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社の信用が失墜するなどにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(小規模組織であることについて)

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成において最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(人材の確保について)

当社が開発するサービスは、従業員（エンジニア）の技術力に拠るところが大きく、優秀なエンジニアを安定的に確保することが重要と認識しております。当社は継続的に従業員の採用及び教育を行っておりますが、従業員の採用及び教育が計画通りに進まないような場合や人材流出が進むような場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

(法的規制について)

当社は企業活動に関わる各種法令の規制を受けておりますが、当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす特有の法的規制は、本書提出日時点において存在しないと考えております。しかしながら、今後、既存法令等の改正や新たに当社事業を規制する法的規制が適用されることになり、当社の事業展開が制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じたりする場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(知的財産権について)

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、専門家と連携しながら調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、使用料の請求や損害賠償請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社に対する知的財産権の使用料の請求や損害賠償請求等が発生することや、当社が保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

(配当政策について)

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(資金使途について)

東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資により調達した資金の使途につきましては、主に研究開発費用、人員拡充における採用費及び人件費等に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界の急速な変化により、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性や、当初の計画通りに資金を充当した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。また、将来にわたっては資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

(新株予約権の行使による株式価値の希薄化について)

当社は役員及び従業員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブを目的としてストック・オプションを付与しております。今後も優秀な人材確保のためのストック・オプションを発行する可能性があり、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。なお、当事業年度末現在における新株予約権による潜在株式数は59,800株であり、発行済株式総数2,235,000株の2.68%に相当しております。

(繰越欠損金の解消による影響等について)

当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(株主構成について)

当事業年度末現在において、当社発行済株式総数2,235,000株のうち、計245,000株は、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の割合は11.0%と高い水準となっております。一般にVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることです。今後、VC等が所有する当社株式が市場にて売却された場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は425,348千円となり、前事業年度末に比べ179,350千円増加いたしました。これは主に、事業拡大による売上増加の結果、現金及び預金が152,763千円増加したことによるものであります。固定資産は73,473千円となり、前事業年度末に比べ30,832千円増加いたしました。これは主に、繰越欠損金にかかる繰延税金資産の計上等により、投資その他の資産が36,852千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、498,822千円となり、前事業年度末に比べ210,182千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は248,676千円となり、前事業年度末に比べ61,660千円増加いたしました。これは主に、借入金の返済に伴い短期借入金30,000千円減少した一方、1年内返済予定の長期借入金16,656千円増加したこと、事業拡大により未払法人税等29,498千円増加、前受金が15,689千円増加したことによるものであります。固定負債は40,032千円となり、前事業年度末に比べ5,252千円減少いたしました。これは長期借入金5,252千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は288,708千円となり、前事業年度末に比べ56,408千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は210,113千円となり、前事業年度末に比べ153,774千円増加いたしました。これは当期純利益の計上により利益剰余金が153,774千円増加したことによるものであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調がみられるものの、国際情勢の緊張不安や不確実性による為替や株価の不安定な動きにより、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、クラウド型WAF「攻撃遮断くん」の機能強化と導入企業数拡大、「WafCharm」の導入企業数拡大に向けた取り組みに加え、2019年2月にはAWS WAFのManaged Rules「Cyber Security Cloud Managed Rules for AWS WAF - HighSecurity OWASP Set-」の販売を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の当社の経営成績は、売上高816,497千円（前年同期比67.0%増）、営業利益143,971千円（前事業年度は営業損失29,091千円）、経常利益141,950千円（前事業年度は経常損失27,525千円）、当期純利益153,774千円（前事業年度は当期純損失27,794千円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末に比べ152,763千円増加し、356,914千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は171,359千円（前事業年度は6,696千円の収入）となりました。その主な内訳は、税引前当期純利益141,950千円の計上、未払消費税等の増加額16,162千円、仕入債務の増加額10,459千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって得られた資金はありません（前事業年度は25,507千円の支出）。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって支出された資金は18,596千円（前事業年度は98,612千円の収入）となりました。その主な内訳は、運転資金の調達に伴う短期借入金の返済による支出30,000千円、長期借入金の返済による支出38,596千円、長期借入れによる収入50,000千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高	前年同期比(%)
攻撃遮断くん(千円)	728,984	152.6
WafCharm(千円)	71,459	645.5
Managed Rules(千円)	16,053	-
合計(千円)	816,497	167.0

(注) 1. 当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。

2. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績の分析

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ327,659千円増加し、816,497千円（前年同期比67.0%増）となりました。これは主に、前年度より実施した大型のマーケティング活動による当社サービスの認知度向上や、新規顧客開拓に努めた結果、「攻撃遮断くん」の受注増加に伴い2019年12月のMRRが65,696千円（2018年12月比46.7%増）まで伸びたこと、2019年の月次平均解約率が1.1%（2018年の月次平均解約率は1.2%）と低い数字を維持したこと、「WafCharm」の新規受注が堅調に推移したためであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、「攻撃遮断くん」の契約数増加に伴い通信費が増加したこと、組織拡大のため中途採用を積極的に行ったことによる人件費の増加等により、前事業年度に比べ85,189千円増加し、232,638千円（前年同期比57.8%増）となりました。

この結果、売上総利益は、前事業年度に比べ242,469千円増加し、583,859千円（前年同期比71.0%増）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、組織拡大のため、中途採用を積極的に行ったことによる採用費、人件費の増加及び積極的な広告宣伝活動による広告宣伝費の増加などにより、前事業年度に比べ69,406千円増加し、439,887千円（前年同期比18.7%増）となりました。

この結果、営業利益は143,971千円（前年同期は営業損失29,091千円）となりました。

d. 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益は、助成金収入の減少により、前事業年度に比べ109千円減少し、1,773千円（前年同期比5.8%減）となりました。

当事業年度における営業外費用は、支払利息の増加及び上場関連費用の計上により、前事業年度に比べ3,476千円増加し、3,794千円（前年同期比1,093.9%増）となりました。

この結果、営業外損益は2,020千円の損失となり、経常利益は141,950千円（前年同期は経常損失27,525千円）となりました。

e. 特別損益、当期純利益

当事業年度において特別損益の計上はなく、税引前当期純利益は141,950千円（前年同期は税引前当期純損失27,525千円）となりました。また、法人税、住民税及び事業税25,473千円、法人税等調整額を37,296千円計上した結果、当期純利益は153,774千円（前年同期は当期純損失27,794千円）となりました。

財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照下さい。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、通信費、人件費、広告宣伝費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は本社移転に伴う敷金の差入等によるものであります。

当社は、事業活動に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金及び投資資金は、自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、当事業年度末における借入金残高は80,016千円となっております。また、当事業年度末の現金及び現金同等物は356,914千円であり、流動性を確保しております。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、様々な課題に対処する事が必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施しさらなる事業拡大を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

サイバーセキュリティ製品の開発は、今までの専門家の知識をもとにした製品開発だけでなく、新規技術を活用した製品開発を進めることが重要になっております。そのため当社では、日々収集される大量のデータを活用する AI の活用や、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。

当事業年度における研究開発費の総額は、49,689千円となりました。なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

ビッグデータ・機械学習・AIを活用した精度向上の研究

AI を用いたサイバー攻撃の検知精度向上に関する研究開発を行いました。

システムに関連する様々な要素技術の研究

IoT（注）で利用されるプロトコルのセキュリティ対策に関する研究開発を行いました。

新たな脆弱性のリサーチ及びサイバー攻撃の基礎研究

新たな脆弱性情報をいち早く収集し、新たな攻撃手法と防御手法に関する研究開発を行いました。

（注）「Internet of Things」の略で、モノのインターネットと呼ばれるように、これまではインターネットに接続されていなかったモノが接続されることを意味する。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資について特記すべき事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	事務所等	11,691	655	3,750	16,096	30

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、28,946千円であります。

3. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,940,000
計	8,940,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,235,000	2,305,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,235,000	2,305,000	-	-

(注) 1. 2020年3月25日を払込期日とする公募による新株式発行による増資により、発行済株式総数は70,000株増加しております。

2. 当社株式は2020年3月26日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6(注)6	当社取締役 1 当社従業員 16(注)7
新株予約権の数(個)	255	243
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,500(注)1	普通株式 24,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注)2	1,300(注)2
新株予約権の行使期間	2020年3月13日から2028年2月12日	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,300 資本組入額 650	発行価格 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）4に準じて決定する。

6. 付与対象者の役員への就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社従業員3名となっております。
7. 付与対象者の役員への就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社従業員10名となっております。
8. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 2
新株予約権の数(個)	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注)2
新株予約権の行使期間	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
（注）4に準じて決定する。
6. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 29
新株予約権の数(個)	298
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,500(注)2,6
新株予約権の行使期間	2022年2月15日から2030年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,500 資本組入額 2,250(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対する譲渡、担保権の設定 その他処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

提出日の前月末現在(2020年2月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、(注)2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 行使条件

新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、割当日から1年が経過する日まで、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位又は当社若しくは当社子会社と業務委託契約を締結している関係にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が承認する正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 下記の場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 新株予約権の割当を受けた者が（注）3に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合
- 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 再編対象会社による新株予約権の取得
- （注）4に準じて決定する。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 新株予約権の行使時の払込金額については、「本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結までの間に、会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合には、行使価額は、上記行使価額と金融商品取引所に上場した場合の募集株式1株当たりの公募価格のうち、いずれか高い金額に調整されるものとする。」としておりました。したがって、当社の2020年3月26日における東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、新株予約権の行使時の払込金額については、上記の募集株式1株当たりの公募価格である4,500円に調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年10月31日 (注)1	256	1,956	38,400	57,400	38,400	48,400
2015年11月30日 (注)2	78	2,034	11,700	69,100	11,700	60,100
2016年4月20日 (注)3	17	2,051	2,550	71,650	2,550	62,650
2016年4月27日 (注)4	34	2,085	5,100	76,750	5,100	67,750
2017年12月26日 (注)5	150	2,235	97,500	174,250	97,500	165,250
2018年3月12日 (注)6	20,115	22,350	-	174,250	-	165,250
2019年9月9日 (注)7	2,212,650	2,235,000	-	174,250	-	165,250

(注)1. 有償第三者割当

割当先 株式会社AMBITION、他4社と個人3名

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

2. 有償第三者割当

割当先 S B I ベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、他4社

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

3. 有償第三者割当

割当先 ブランデックス株式会社

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

4. 有償第三者割当

割当先 山野愛子どろんこ美容.com株式会社

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

5. 有償第三者割当

割当先 B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合、株式会社マイナビ、グリー株式会社

発行価格 1,300,000円

資本組入額 650,000円

6. 株式分割(1:10)によるものあります。

7. 株式分割(1:100)によるものあります。

8. 決算日後、2020年3月25日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式70,000株(発行価格4,500円、引受価額4,140円、資本組入額2,070円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ144,900千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	18	2	-	10	30	-
所有株式数(単元)	-	-	-	8,520	6,900	-	6,930	22,350	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	38.1	30.9	-	31.0	100	-

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Vector Group International Limited (常任代理人 株式会社ベクトル)	Unit 1004B, 10/F., East Ocean Centre, 98 Granville Road, Tsim Sha Tsui East, Kowloon, HK.	383,000	17.14
株式会社オークファン	東京都品川区上大崎2-13-30 oak meguro 3階	333,000	14.90
GMCM Venture Capital Partners I Inc(常任代理人 西木 隆)	12 Eu Tong Sen Street, The Central SOHO2, Unit 06-172 Singapore	307,000	13.74
西江肇司	東京都渋谷区	218,000	9.75
武永修一	東京都港区	148,000	6.62
大野暉	東京都港区	121,000	5.41
海老根 智仁	神奈川県逗子市	97,000	4.34
B Dash Fund 3号投資事業有限責任組 合	東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル3階	87,000	3.89
株式会社AMBITION	東京都渋谷区神宮前2-34-17 住友不動産 原宿ビル18F	67,000	3.00
S173株式会社	東京都渋谷区代々木1丁目54番1号 YS.1ビ ル5F 佐久間会計事務所内	59,000	2.64
計	-	1,820,000	81.43

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,235,000	22,350	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,235,000	-	-
総株主の議決権	-	22,350	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

株主への利益配分については、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、当面は内部留保の充実に注力する方針であります。

内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことが出来る旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

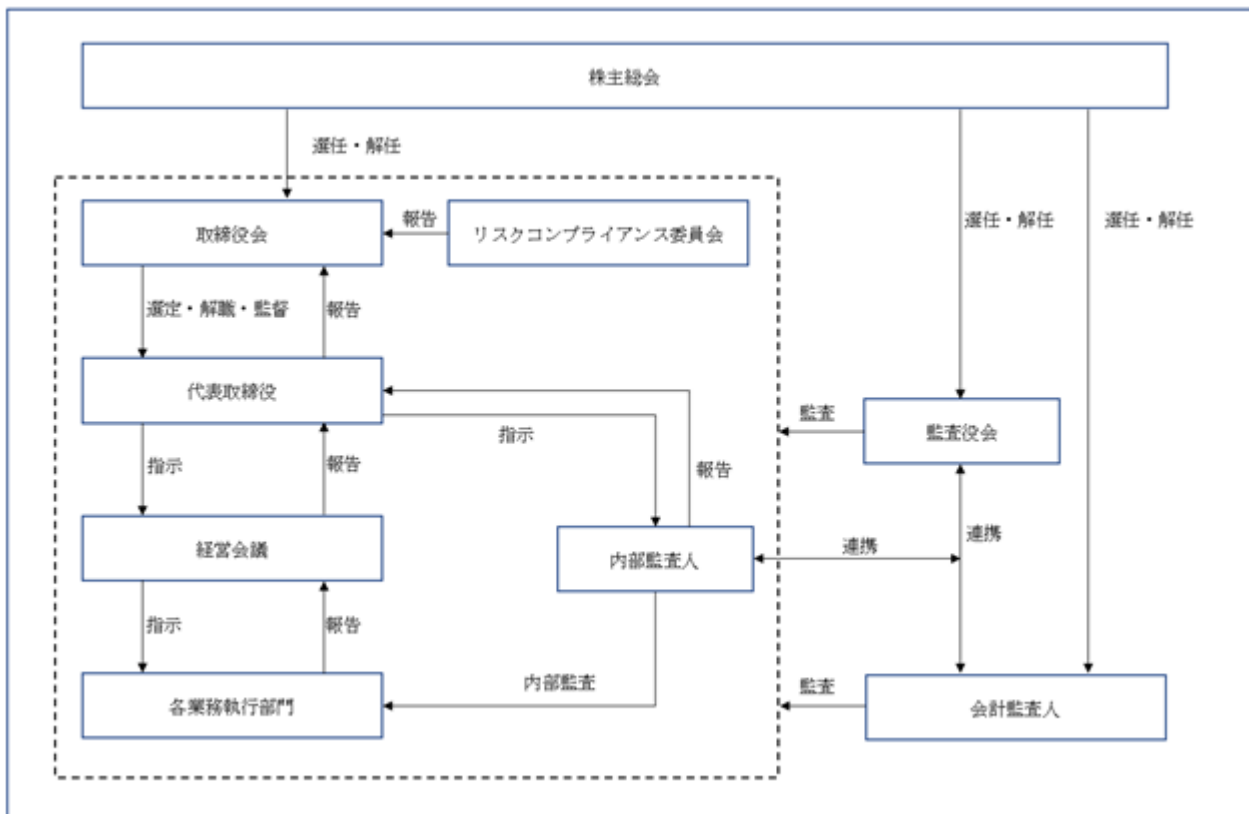
コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、その実現を効果的、効率的に図ることができるガバナンス体制を構築します。また、コンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。

当社は、会社法関連法令に基づき、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。



a 取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在、下記の議長及び構成員の計4名で構成されており、毎月の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況の監督、意思決定の公正化を図っております。

- ・議長：代表取締役社長 大野暉
- ・構成員：取締役 渡辺洋司、取締役 倉田雅史、社外取締役 伊倉吉宣、社外取締役 石坂芳男

b 監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、下記の議長及び構成員の計3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席や重要書類の閲覧など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

- ・議長：常勤監査役 安田英介
- ・構成員：社外監査役 村田育生、社外監査役 泉健太

c 経営会議

経営会議は下記の議長及び構成員計4名並びに必要な場合は、代表取締役の指名する者で構成されております。経営会議は、毎月1回以上開催し、主に取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的運営に関する事項の協議を行っております。

- ・議長：代表取締役社長 大野暉
- ・構成員：取締役 渡辺洋司、取締役 倉田雅史、常勤監査役 安田英介

d 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e リスクコンプライアンス委員会

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。リスクコンプライアンス委員会は下記の委員長及び構成員計10名で構成されており、原則として四半期に1度開催しております。

- ・委員長：代表取締役社長 大野暉
- ・構成員：取締役 渡辺洋司、取締役 倉田雅史、社外取締役 伊倉吉宣、社外取締役 石坂芳男
常勤監査役 安田英介、社外監査役 村田育生、社外監査役 泉健太、従業員2名

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2017年11月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- 1 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - イ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「リスクコンプライアンス規程」等を定める。
 - ロ 当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ハ 当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ニ 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - ロ 当社は、「個人情報保護規程」、「機密情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- 3 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ロ 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - ハ 当社の内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- 4 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ロ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- 5 当社及びその子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ロ 当社は、「リスクコンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ハ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ニ 当社の内部監査人は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の従業員の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ホ 当社の監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
 - ロ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ハ 当社内部監査人は、当社が子会社を有する場合には、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- 7 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ロ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- 8 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制
- イ 当社の取締役及び従業員並びにその子会社の取締役、監査役及び従業員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ロ 当社及びその子会社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- 9 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 当社の監査役は、当社及びその子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ロ 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ハ 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - ニ 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- 10 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- イ 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を宣言する。
- ロ 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

b リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制を整備するために「リスクコンプライアンス規程」を定めています。リスクの発生可能性、発生状況及びコンプライアンス状況について、正確な把握に努めるとともに、必要に応じてリスクを未然に防ぐため対策を検討し、実行するため、代表取締役を委員長とした「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、四半期に1度開催しております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、解任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月末日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	大野 暉	1990年6月 19日生	2013年11月 スターフェスティバル株式会社入社 新規事業部長 兼 社長室長 2016年11月 当社代表取締役社長 (現任) 2018年9月 Cyber Security Cloud Inc. CEO (現任)	(注) 3	121,000
取締役 CTO兼Webセキュリティ事 業部長	渡辺 洋司	1975年8月 19日生	1998年4月 株式会社アルファシステム入社 2002年3月 株式会社アスケイド入社 2016年4月 当社入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2016年12月 当社執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2017年6月 当社取締役 CTO兼Webセキュリティ事業部長 (現任)	(注) 3	-
取締役 管理部長	倉田 雅史	1991年8月 30日生	2014年4月 太陽ASG有限責任監査法人 (現 太陽有限責任監査法人) 入所 2016年7月 公認会計士登録 2017年7月 当社入社 執行役員管理部長 2019年3月 当社取締役管理部長 (現任)	(注) 3	-
取締役	伊倉 吉宣	1979年5月 8日生	2006年9月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録 2008年4月 AZX総合法律事務所入所 2010年5月 平河総合法律事務所 (現カイロス総合法律事務所) 入所 2013年2月 伊倉総合法律事務所開設 代表弁護士 (現任) 2015年12月 株式会社Waqoo 監査役 (現任) 2016年12月 当社取締役 (現任)	(注) 3	-
取締役	石坂 芳男	1940年1月 9日生	1964年 トヨタ自動車販売 (現トヨタ自動車株式会社) 入社 1992年 トヨタ自動車株式会社取締役 1996年 米国トヨタ自動車販売株式会社 取締役社長 2001年 トヨタ自動車株式会社取締役副社長 2014年 MediciNova, Inc. 取締役 (現任) 2020年 当社取締役 (現任)	(注) 3	-
常勤監査役	安田 英介	1981年6月 7日生	2006年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2010年10月 公認会計士登録 2011年2月 望月コンサルティング (上海) 有限公司 (現 Mazars上海) 入社 2016年12月 当社常勤監査役 (現任) 2017年10月 株式会社HumanBridge 取締役	(注) 4	-
監査役	村田 育生	1958年6月 5日生	1995年12月 株式会社ガリバーインターナショナル (現 株式会社IDOM) 入社 取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス 代表取締役 2001年4月 株式会社ガリバーインターナショナル (現 株式会社IDOM) 代表取締役副社長 2007年4月 株式会社ジー・ワンクレジットサービス 代表取締役会長 2009年10月 村田作戦株式会社 代表取締役社長 (現任) 2012年9月 株式会社ネクステージ 監査役 (現任) 2013年3月 株式会社スノーピーク 取締役 2017年6月 当社監査役 (現任) 2017年8月 株式会社スノーピークグランピング 代表取締役	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	泉 健太	1979年 8 月 2 日生	2003年 4 月 大和証券エスエムピーシー株式会社（現大和証券株式会社）入社 2009年12月 Citigroup Global Markets Japan Inc.（現シティグループ証券株式会社）入社 2010年 9 月 株式会社フルスピード 取締役CFO 2011年10月 同社取締役副社長（COO兼CMO） 2015年 6 月 リライアンス・データ株式会社 代表取締役（現任） 2015年 9 月 タグピク株式会社 取締役（現任） 2016年 9 月 五反田電子商事株式会社 監査役（現任） 2017年 9 月 株式会社バンク・オブ・イノベーション 取締役 2018年 3 月 当社監査役（現任） 2018年10月 Vstudio株式会社 取締役（現任） 2019年11月 株式会社AI Marketing 取締役（現任）	(注) 4	-
計					121,000

- (注) 1. 取締役伊倉吉宣及び石坂芳男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安田英介、村田育生及び泉健太は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年8月28日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

a. 社外取締役

当社は社外取締役2名を選任しております。

社外取締役の伊倉吉宣は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。

社外取締役の石坂芳男は、トヨタ自動車株式会社における厳格なガバナンスの上でなす高成長を実現する経営や、北米を中心としたグローバルでのビジネス拡大といった経験から、経営全般の監督と海外におけるビジネス展開に関する実践的かつ客観的な意見をいただける事を期待して、社外取締役として選任しております。

上記2名と当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

b. 社外監査役

当社は社外監査役3名を選任しております。

社外監査役の安田英介は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。

社外監査役村田育生は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。

社外監査役泉健太は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。

上記3名と当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて監査役監査、内部監査、会計監査及び内部統制についての情報伝達を受け、適宜意見交換を行うことで、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、取締役会の一員として意見又は助言により内部統制を有効に機能させ、適正な業務執行の確保を図っております。

社外監査役は、監査役会や取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じ、内部監査や会計監査の結果も含めた取締役の業務執行状況に関する重要事項の報告を受けております。また、社外監査役は、内部統制システムの整備・運用状況について、監査役会や取締役会及び内部監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。監査役会は3名全員が社外監査役で構成され、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っております。なお、常勤監査役安田英介は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能率の向上及び業績の進展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、内部監査人として代表取締役の命を受けた内部監査人が、各部署に対して業務監査を実施しております。また、内部監査人が所属するチームについては、他部署に所属する内部監査人が業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。なお、内部監査人は2名であります。

監査役と内部監査人は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。さらに、内部監査人と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果についてミーティングを実施しております。このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 山本 公太

指定社員 業務執行社員 井上 道明

三優監査法人及び三優監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

c. 監査業務に係る補助者の構成

三優監査法人 公認会計士7名 その他1名

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的且つ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・経理部門・内部監査人等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、三優監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
10,000	-	15,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	-	1,050

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているBDO税理士法人に対して、非監査業務（移転価格税制に関するアドバイザー業務等）に基づく報酬を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、当社の事業規模や特性に基づき監査計画、監査内容、監査日数及び監査メンバー等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、管理部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査計画及び監査の遂行状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

取締役については、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、定款で定める取締役の員数の上限10名の総員に対して、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と、決議しております。

監査役については、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、定款で定める監査役の員数の上限5名の総員に対して、年額100百万円以内と、決議しております。

各取締役の個別報酬については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、各役員の地位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案し、取締役会の決定により代表取締役社長の野野原に一任されております。

各監査役の報酬等の額については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役の協議によって決定されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	ストック・オプション	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	38,300	38,300	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外取締役	3,600	3,600	-	-	1
社外監査役	8,400	8,400	-	-	3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の従業員給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、基準を定めておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.9%
売上高基準	0.9%
利益基準	1.0%
利益剰余金基準	1.2%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	204,151	356,914
売掛金	28,537	51,121
前払費用	13,292	17,078
その他	17	233
流動資産合計	245,998	425,348
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,614	12,614
減価償却累計額	271	922
建物(純額)	12,343	11,691
工具、器具及び備品	2,639	2,639
減価償却累計額	1,615	1,984
工具、器具及び備品(純額)	1,023	655
有形固定資産合計	13,366	12,346
無形固定資産		
ソフトウェア	8,750	3,750
無形固定資産合計	8,750	3,750
投資その他の資産		
関係会社株式	5,606	5,606
敷金	14,917	14,473
繰延税金資産	-	37,296
投資その他の資産合計	20,524	57,376
固定資産合計	42,640	73,473
資産合計	288,639	498,822

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,309	19,769
短期借入金	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	23,328	39,984
未払金	46,959	42,415
未払費用	25,925	32,824
未払法人税等	1,327	30,826
未払消費税等	9,651	25,813
前受金	36,985	52,675
預り金	3,461	4,368
その他	68	-
流動負債合計	187,016	248,676
固定負債		
長期借入金	45,284	40,032
固定負債合計	45,284	40,032
負債合計	232,300	288,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	174,250	174,250
資本剰余金		
資本準備金	165,250	165,250
資本剰余金合計	165,250	165,250
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	283,160	129,386
利益剰余金合計	283,160	129,386
株主資本合計	56,339	210,113
純資産合計	56,339	210,113
負債純資産合計	288,639	498,822

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	488,838	816,497
売上原価	147,448	232,638
売上総利益	341,389	583,859
販売費及び一般管理費	1, 2 370,481	1, 2 439,887
営業利益又は営業損失()	29,091	143,971
営業外収益		
受取利息	0	2
助成金収入	1,710	1,210
雑収入	172	561
営業外収益合計	1,883	1,773
営業外費用		
支払利息	118	1,358
為替差損	199	436
上場関連費用	-	2,000
営業外費用合計	317	3,794
経常利益又は経常損失()	27,525	141,950
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	27,525	141,950
法人税、住民税及び事業税	268	25,473
法人税等調整額	-	37,296
法人税等合計	268	11,823
当期純利益又は当期純損失()	27,794	153,774

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		58,317	39.6	79,933	34.4
経費		89,131	60.4	152,704	65.6
売上原価		147,448	100.0	232,638	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
通信費(千円)	56,432	111,124

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	174,250	165,250	165,250	255,366	255,366	84,133	84,133
当期変動額							
当期純損失（ ）				27,794	27,794	27,794	27,794
当期変動額合計	-	-	-	27,794	27,794	27,794	27,794
当期末残高	174,250	165,250	165,250	283,160	283,160	56,339	56,339

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	174,250	165,250	165,250	283,160	283,160	56,339	56,339
当期変動額							
当期純利益				153,774	153,774	153,774	153,774
当期変動額合計	-	-	-	153,774	153,774	153,774	153,774
当期末残高	174,250	165,250	165,250	129,386	129,386	210,113	210,113

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	27,525	141,950
減価償却費	5,817	6,019
受取利息	0	2
助成金収入	1,710	1,210
支払利息	118	1,358
売上債権の増減額(は増加)	3,650	6,894
仕入債務の増減額(は減少)	2,134	10,459
未払金の増減額(は減少)	23,221	4,543
未払費用の増減額(は減少)	13,006	6,898
未払消費税等の増減額(は減少)	4,171	16,162
その他	10,209	1,596
小計	5,373	171,796
利息の受取額	0	2
利息の支払額	171	1,358
助成金の受取額	1,710	1,210
法人税等の支払額	215	290
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,696	171,359
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	5,606	-
有形固定資産の取得による支出	13,586	-
敷金の差入による支出	15,102	-
敷金の回収による収入	8,787	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,507	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	30,000	-
短期借入金の返済による支出	-	30,000
長期借入れによる収入	70,000	50,000
長期借入金の返済による支出	1,388	38,596
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,612	18,596
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,801	152,763
現金及び現金同等物の期首残高	124,349	204,151
現金及び現金同等物の期末残高	204,151	356,914

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～26年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準として「収益認識に関する会計基準」が開発され、適用指針と合わせて公表されました。

当該基準では、以下の5つのステップに基づき収益を認識することになります。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めています(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権は次のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
関係会社に対する金銭債権	-	6,054

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.4%、当事業年度35.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.6%、当事業年度64.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	39,825千円	50,300千円
給料及び手当	58,759	81,325
業務委託費	22,961	35,072
広告宣伝費	93,170	36,344
研究開発費	20,239	49,689
減価償却費	817	1,019

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
研究開発費	20,239千円	49,689千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,235	20,115	-	22,350
合計	2,235	20,115	-	22,350

(注) 当社は2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	22,350	2,212,650	-	2,235,000
合計	22,350	2,212,650	-	2,235,000

(注) 当社は2019年9月9日付で普通科株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	204,151千円	356,914千円
現金及び現金同等物	204,151	356,914

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	204,151	204,151	-
(2) 売掛金	28,537	28,537	-
資産計	232,688	232,688	-
(1) 買掛金	9,309	9,309	-
(2) 短期借入金	30,000	30,000	-
(3) 未払金	46,959	46,959	-
(4) 未払費用	25,925	25,925	-
(5) 未払法人税等	1,327	1,327	-
(6) 長期借入金（*）	68,612	68,612	-
負債計	182,133	182,133	-

（*）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	356,914	356,914	-
(2) 売掛金	51,121	51,121	-
資産計	408,035	408,035	-
(1) 買掛金	19,769	19,769	-
(2) 未払金	42,415	42,415	-
(3) 未払費用	32,824	32,824	-
(4) 未払法人税等	30,826	30,826	-
(5) 長期借入金（*）	80,016	80,016	-
負債計	205,851	205,851	-

（*）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
関係会社株式	5,606	5,606
敷金	14,917	14,473

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

敷金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	204,151	-	-	-
売掛金	28,537	-	-	-
合計	232,688	-	-	-

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	356,914	-	-	-
売掛金	51,121	-	-	-
合計	408,035	-	-	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	23,328	23,328	21,956	-	-	-
合計	53,328	23,328	21,956	-	-	-

当事業年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,984	38,612	1,420	-	-	-
合計	39,984	38,612	1,420	-	-	-

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2018年12月31日）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額の子会社株式5,606千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2019年12月31日）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額の子会社株式5,606千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 16名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 26,800株	普通株式 29,400株	普通株式 10,000株
付与日	2018年3月12日	2018年3月12日	2018年3月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年9月9日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	25,800	26,800	10,000
付与	-	-	-
失効	300	2,500	-
権利確定	-	-	-
未確定残	25,500	24,300	10,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2019年9月9日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	1,300	1,300	1,300
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年9月9日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法により算出した価格によっております。

なお、算定の結果、付与日時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	3,064千円	7,100千円
未払事業税	1,078	1,845
税務上の繰越欠損金(注)2	76,052	51,625
その他	5,521	5,232
繰延税金資産小計	85,716	65,804
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	24,503
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	4,004
評価性引当額小計(注)1	85,716	28,507
繰延税金資産合計	-	37,296

(注)1. 評価性引当金額が前事業年度より、57,209千円減少しております。この主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が51,549千円減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	51,625	51,625
評価性引当額	-	-	-	-	-	24,503	24,503
繰延税金資産	-	-	-	-	-	27,121	(2)27,121

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.3
住民税均等割	-	0.2
評価性引当額の増減	-	40.3
その他	-	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	8.3

(注)前事業年度につきましては、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、本社の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りによる使用見込期間は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、本社の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りによる使用見込期間は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員	大野 暉	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 5.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	98,612	-	-
							当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証	21,953	-	-

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員	大野 暉	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 5.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	80,016	-	-
							当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証	28,946	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 当社の本社建物の賃貸借契約にかかる債務保証を受けております。取引金額には、事業年度の賃借料合計を記載しております。なお、これにかかる保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	25.21円	94.01円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	12.44円	68.80円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()(千円)	27,794	153,774
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	27,794	153,774
普通株式の期中平均株式数(株)	2,235,000	2,235,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権 626個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権 598個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 公募増資

当社は2020年3月26日に東京証券取引所マザーズに上場しました。当社は、2020年2月20日及び2020年3月6日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、2020年3月25日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は319,150千円、発行済株式総数は2,305,000株となっております。

募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行する株式の種類及び数：普通株式 70,000株

発行価格：1株につき 4,500円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額：1株につき 4,140円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額：1株につき 3,604円

この金額は会社法上の払込金額であり、2020年3月6日開催の取締役会において決定された金額であります。

資本組入額：1株につき 2,070円

発行価額の総額： 252,280千円

この金額は会社法上の払込金額の総額であります。

資本組入額の総額： 144,900千円

払込金額の総額： 289,800千円

払込期日：2020年3月25日

資金の用途：人件費及び採用費に充当する予定であります。

2. 新株予約権（無償ストック・オプション）の発行

当社は、2020年2月13日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、当社の企業価値増大に対する意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的に、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,614			12,614	922	651	11,691
工具、器具及び備品	2,639			2,639	1,984	368	655
有形固定資産計	15,253			15,253	2,907	1,019	12,346
無形固定資産							
ソフトウェア	25,000			25,000	21,250	5,000	3,750
無形固定資産計	25,000			25,000	21,250	5,000	3,750

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	23,328	39,984	1.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	45,284	40,032	1.2	2021年～2022年
合計	98,612	80,016	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	38,612	1,420	-	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	73
預金	
普通預金	350,841
定期預金	6,000
小計	356,914
合計	356,914

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Cyber Security Cloud Inc.	5,889
株式会社フューチャースピリッツ	2,207
JIG-SAW株式会社	2,178
富士通クラウドテクノロジーズ株式会社	2,105
株式会社ブロードバンドタワー	2,008
その他	36,730
合計	51,121

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
28,537	454,367	431,783	51,121	89.4	32

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ブロードバンドタワー	11,852
Amazon Web Services, Inc.	3,293
レバテック株式会社	704
Elasticsearch, Inc.	326
株式会社セキュアブレイン	299
その他	3,293
合計	19,769

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
クラウドセーフ株式会社	6,679
株式会社ドゥーファ	4,400
デジマール株式会社	3,759
東京エグゼクティブ・サーチ株式会社	3,700
株式会社ポルテックス	2,517
その他	21,359
合計	42,415

八．未払費用

区分	金額(千円)
給与等	25,875
社会保険料	6,678
その他	269
合計	32,824

二．未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税等	30,826
合計	30,826

ホ．未払消費税

区分	金額(千円)
未払消費税	25,813
合計	25,813

へ．前受金

区分	金額(千円)
サービス提供に係る前受金	52,675
合計	52,675

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	579,414	816,497
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	121,674	141,950
四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	102,877	153,774
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	-	46.03	68.80

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	-	18.55	22.77

(注) 1. 当社は、2020年3月26日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.csccloud.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社株式は、2020年3月26日付で東京証券取引所マザーズへ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、該当事項はなくなっております。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された2020年3月26日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資）及びその添付書類

2020年2月20日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年3月9日及び2020年3月17日関東財務局長に提出。

2020年2月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2020年3月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

株式会社サイバーセキュリティクラウド

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 公太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 道明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2019年1月1日から2019年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。